

# 八戸学院大学同窓会 会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、八戸学院大学同窓会という。
- 第2条 本会は、八戸学院大学内に事務局を置き、必要に応じて支部を設置することができる。
- 第3条 本会は、旧交を温め、八戸学院大学の発展に寄与することをもってその自主性と公共性を発揮し、本会の振興をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会報および会員名簿などの発行
  2. 同窓会の振興充実
  3. 組織内の連絡連携
  4. 学内外諸団体との連絡連携を深める事項
  5. 特別会員の慶弔に関する事項
  6. その他必要な事業

## 第2章 組織

- 第5条 本会は、正会員、特別会員、準会員をもって組織し、その資格は次の通りとする。
1. 正会員 八戸学院大学の卒業生
  2. 特別会員 八戸学院大学の教職員
  3. 準会員 八戸学院大学の在学生
- 2 八戸学院大学に在籍したことのある者で役員会の承認を得た者を正会員と認めることができる。

## 第3章 役員

- 第6条 本会に、次の役員をおく。
1. 会長 1名
  2. 副会長 若干名
  3. 幹事長 1名
  4. 副幹事長 若干名
  5. 会計監査 2名
  6. 幹事 若干名（常任幹事を含む、幹事は各期1名選出）
  7. 評議員 若干名（各期若干名選出）
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は役員会において協議決定する。
- 第7条 会長・副会長は評議員会において選出する。
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。
- 第8条 幹事長・副幹事長は役員会において選出し、会長が委嘱する。
- 2 幹事長および副幹事長は本会の重要事項にあたる。
  - 3 副幹事長のうち1名は、母校教職員をあてることができる。
  - 4 幹事及び評議員は各期の卒業生において選出する。常任幹事は幹事の中から会長が指名し、役員会の承認を得る。
  - 5 幹事(常任幹事を含む)は本会の会務を分掌し、その任務にあたる。
  - 6 評議員は各期の会員への連絡調整にあたる。
- 第9条 会計監査は評議員会において正会員より選出し、会長が委嘱する。
- 2 会計監査は本会の会計及び財務を監査し、その結果を評議員会に報告する

## 第4章 顧問

- 第10条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱し、その任期を付さない。
  - 3 顧問は会長の諮問に答え、会議に出席し意見を述べるることができる。

## 第5章 会議

第11条 本会に、評議員会・役員会を置き、会長が召集する。

第12条 評議員会は、本会の最高の議決機関で毎年1回召集する。

2 臨時評議員会は、会長が必要と認めたととき、評議員の2分の1以上の請求があったとき召集することができる。

第13条 評議員会は、会長・副会長・幹事長・副幹事長・常任幹事・会計監査・幹事・評議員をもって構成し、会務遂行上必要な以下の諸事項について協議決定する。

1. 事業報告並びに決算の承認
2. 事業計画並びに予算の審議決定
3. 役員を選出・承認
4. 会則の変更・承認
5. その他本会の目的達成に必要な事項

第14条 役員会は、必要に応じて開催する。

第15条 役員会は、会長・副会長・幹事長・副幹事長・常任幹事・会計監査をもって構成し、次の諸事項について協議決定する。

1. 評議員会の議決事項の執行に関すること
2. 評議員会に付議すべき事項
3. その他本会の目的達成に必要な事項

2 会務運営上、決定に緊急を要する事項は役員会の決定をもって処理し、次期評議員会の承認を求めるものとする。

第16条 本会に必要な場合は、各種の委員会を設けることができる。

第17条 本会の会議は、出席者の過半数で決する。但し、欠席者の委任状を認める。

## 第6章 同窓会大会

第18条 会員同士の親睦を深め旧交を温めるために同窓会大会を開催することができる。

第19条 同窓会大会は会長がこれを召集する。

第20条 同窓会大会は第3条の目的達成のために開催するもので、本会会務運営に対する一切の議決権を持たない。

## 第7章 会費

第21条 本会の会費は終身会費とし、評議員会において定めた金額および方法により準会員時に納入しなければならない。

2 必要に応じて寄付を募ることがある。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

第23条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。

第24条 本会の事務は大学学務部がこれを代行する。

第25条 事務局は本会の通常の会務および会計に関する処理を行う。

第26条 事務局に事務局長を置き、大学学務部長が本会の事務を統括する。

第27条 事務局長の任期は、その在任期間とする。

## 第9章 会員異動

第28条 会員は住所氏名等に異動が生じた時は、直ちに本会事務局に届け出なければならない。

## 第10章 会則改訂および細則

第29条 本会則の変更は役員会において審議決定し、評議員会の承認を必要とする。

第30条 本会の会務執行上必要な事項は、別に定める。

付 則 1. この会則は、昭和60年4月1日より施行する。

2. 平成2年10月20日改訂

3. 平成12年9月30日改訂

4. 平成22年6月26日改訂

5. 平成23年7月2日改訂

6. 平成25年7月7日改訂